

藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務委託公募型プロポーザル 実施要領

藤沢市（以下、「当市」という。）で藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務を委託するにあたり、委託業者選定のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 趣旨

当市では、令和 2 年 1 月から市立小学校、中学校、白浜養護学校及び教育委員会で構築及び運用してきた学校 I C T 基盤について、令和 8 年度に更新を控えている。

文部科学省が示す G I G A スクール構想では、次期学校 I C T 基盤の構築について、校務のロケーションフリー化による教職員の働き方改革や、教育データの利活用の観点から、校務ネットワークと教育ネットワークの統合が求められており、時代の変化に対応したネットワーク環境を整備する必要があると示されている。

学校 I C T 基盤の更新に伴い、次期学校 I C T 基盤、システム等の構築に向け、今年度、現在の学校、教育委員会の課題の洗い出しや、この課題解決に向けた学校 I C T 基盤構築に向けての計画作成などのコンサルティング業務を委託することとしている。

このため、藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務委託にあたっては、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定したいと考えていることから、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、委託内容に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務委託の選定を行うものとする。

2 事業の概要

(1) 委託内容の概要

別紙「藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりに

(2) 委託期間

2024 年（令和 6 年）10 月 1 日から

2025 年（令和 7 年）3 月 31 日まで（6 か月）

- (3) 委託料の上限額
5,456,000円(税込)

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会におけるゼロトラストネットワーク構築業務の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けていること。
- (5) 公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (6) 納付すべき国税及び地方税について滞納していないこと。
- (7) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」「ISO/IEC27001」(ISMS)の認証を取得していること。
- (8) 業務メンバーにゼロトラストネットワーク構築に関する業務実績を持つものを含めること。

4 プロポーザルの日程

スケジュールは次のとおりとする。※いずれも2024年(令和6年)

| 項目 | 日程 | |
|------------------|----|--------|
| 実施要領の公表・公布 | 7月 | 12日(金) |
| 参加表明書提出期限 | | 26日(金) |
| 質問書の提出期限(参加者→市) | | 26日(金) |
| 質問書の回答期限(市→参加者) | | 31日(水) |
| 参加資格確認結果通知 | | 31日(水) |
| 提案書の提出期限 | 8月 | 15日(木) |
| プレゼンテーション及びヒアリング | | 23日(金) |
| 選定結果の通知 | | 27日(火) |

5 各項目の事務手続き

- (1) 事務の受付及び実施
ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付を事務局で行う。

イ 受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

ウ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

(2) 事務局

担当課 教育委員会 教育総務課

担当 田島・磯辺・富永

郵便番号 251-8601

住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

電話番号 0466-50-3556

メールアドレス fj2-kyouiku@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加表明書の提出

提出期限 2024年（令和6年）7月26日（金）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 持込または郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」に限る）のいずれかの方法による。

持込の場合は、前日午後3時までに事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。

郵送の場合は、発送後に電話または電子メールにて、事務局に連絡すること。

提出書類

- ・参加表明書（様式第1号） 原本1部
 - ・会社概要書（様式第2号） 原本1部 写し6部
 - ・会社案内のパンフレット等 原本1部 写し6部
 - ・「JIS Q 27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証の証書 写し1部
 - ・納税証明書（提出から起算して、前3か月以内に発行された最新年度又は直近の事業年度のもの） 原本1部
 - ・業務責任者及び担当者届出書（様式第3号） 原本1部
- ※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

提出期限 2024年（令和6年）7月26日（金）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 電子メール
※送達確認のため事務局へ連絡を入れること。質問書を添付
ファイルとし、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。

提出書類 質問書（様式第4号） 1部

回答期限 2024年（令和6年）7月31日（水）午後5時

回答方法 藤沢市ホームページにて掲載する。
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（5）参加確認結果通知書の送付

参加表明者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書（様式第5号・様式第6号）により2024年（令和6年）7月31日（水）に事務局から通知する。

（6）提案書の提出

プレゼンテーションの実施にあたっては、提案書を次のとおり提出すること。

提出期限 2024年（令和6年）8月15日（木）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 持込または郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」に限る）のいずれかの方法による。

持込の場合は、前日午後3時までに事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。

郵送の場合は、発送後に電話または電子メールにて、事務局に連絡すること。

提出書類

- ・提案書（様式第7号） 原本1部 写し6部
- ・藤沢市次期学校ICT基盤整備計画等支援業務委託提案書
原本1部 写し6部

※A4両面 表紙・目次含め60ページ以内とすること。

（A3折り込み可。ただし、A3両面の場合は4ページ換算とする。）

- ・見積書（様式第8号）及び見積内訳書（様式第9号）
原本1部 写し6部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

（7）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。

実施日 2024年（令和6年）8月23日（金）

| | |
|-----|---------------|
| 出席者 | 5人以内 |
| 内容 | 事前準備 10分 |
| | プレゼンテーション 30分 |
| | 質疑応答 15分 |
| | 片付け 5分 |

※パソコン等の使用備品は、提案者がそれぞれの機材を持参すること。ただし、プロジェクターとスクリーンに関しては事務局で用意する。また、当市で用意するHDMIケーブルはタイプAコネクタとなっているため、パソコン等との接続で変換コネクタが必要な場合は提案者が持参すること。

※プレゼンテーションは、プロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

なお、実施日時及び場所等詳細については、2024年（令和6年）8月19日（月）までに別途電子メールで連絡する。実施順序については、提案書の受付順とする。

※提案書提出者が5者以上の場合は、事務局評価点及び価格点による審査を行い、上位4者のみがプレゼンテーションを実施できるものとする。なお、上位4者に選出されなかった提出者に対して、事務局から選考結果通知書（様式第10号）を2024年（令和6年）8月19日（月）までに通知する。

（8）選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

通知日 2024年（令和6年）8月27日（火）

通知方法 様式第11号・様式第12号により通知

6 委託業者の選定

（1）選定方法

評価者が、提案書等について審査を行い、優先交渉権者を選定する。

（2）審査方法

ア 評価者による提案書等の審査結果に基づく評価値により決定する。

イ 評価については「藤沢市次期学校ICT基盤整備計画等支援業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づく。

ウ 提出された書類に虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

7 プロポーザルの提案内容

本プロポーザルにおいて求める提案内容は次の(1)～(4)のとおりとする。業務委託の提案書作成にあたっては別紙「藤沢市次期学校ICT基盤整備計画等支援業務委託仕様書」に留意して提案をすること。業務委託提案書は、A4両面で表紙および目次を含め、60ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

A3は折り込み可であるが、A3両面の場合は4ページ換算とする。

(1) 基本事項

- ア 基本的な考え方
- イ 実施体制
- ウ スケジュール

(2) ゼロトラストネットワーク構築に向けた関連システム、ハードウェア更新の整備計画及び学校ICT基盤構成図の作成

- ア 目的、コンセプトの設定
- イ 学校ICT基盤構成図の作成
- ウ 学校ICT基盤整備計画の作成

(3) IDaaS 選定のための基礎調査

- ア 当市環境に即した最適なIDaaSサービスの調査

(4) その他

- ア 業務品質を高めるための付加価値

8 見積書

- (1) 見積書については、見積書(様式第8号)、見積内訳書(様式第9号)に様式指定の項目を記載すること。
- (2) 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は原則認めない。
- (3) 見積金額が想定期間の金額合計を超えた提案者は失格とする。

9 委託業者の決定

- (1) 評価点の最も高い者を、藤沢市次期学校ICT基盤整備計画等支援業務委託に係る優先交渉権者として協議に入る。
- (2) 最高評価点が同点の場合、見積額が低い事業者を優先交渉権者と決定する。
- (3) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により業務委託を行えない場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- (4) プロポーザル参加者が1提案者のみの場合には、評価点が配点の6割以上であることを優先交渉権者の条件とする。
- (5) 優先交渉権は、選定結果通知書(様式第11号・様式第12号)の通知により効力を発生させる。

(6) 選考結果は、当市ホームページ上に公表する。

10 業務委託契約について

- (1) 優先交渉権者との協議の後、藤沢市次期学校ICT基盤整備計画等支援業務委託に関わる契約を当市と締結するものとする。
- (2) 仕様等については、当市と優先交渉権者と協議の上で決定する。

11 その他の留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、または提出期限に遅れた者、本実施要領の「2 事業の概要」の「(3) 委託料の上限額」を超える提案をした者は失格とする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (5) 当市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (6) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (7) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること。
- (8) 本プロポーザル終了後は、参加した者の名称及び提出された書類は原則公開文書として取り扱う。また、提出した書類のうち非公開としたい内容については、該当箇所にその旨を記載すること。
- (9) 審査に対する問い合わせについては、プレゼンテーションを実施した事業者に対してのみ、選定結果通知書を発送した日の翌日から7日の間（午前9時から午後5時まで、但し土日及び正午から午後1時までを除く）に書面でのみ応じ、内容は自社の得点のみとする。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 提案された書類すべての著作権は（著作権法第27条及び第28条を含む）は当市に帰属する。
- (12) 参加表明書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。
- (13) 契約締結日までに藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた場合、契約を締結しないものとする。
- (14) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

以上